

一般財団法人上越市スポーツ協会

ジュニアスポーツクラブ活動補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、一般財団法人上越市スポーツ協会（以下「本会」という。）加盟団体が、ジュニアの競技力向上及びスポーツ活動の底辺拡大を図る目的で、実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、本会補助金等交付規程に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対 象)

第 2 条 補助金の交付対象は、本会の加盟団体とする。

(事業内容)

第 3 条 ジュニアスポーツクラブ活動（以下「本事業」という。）とは、次の条件を満たして実施される事業とする。

- (1) 本事業の参加対象者は、小学生及び中学生とする。
- (2) 本事業は、年度内において15回以上継続して実施されるものとする。
- (3) 本事業は、参加者から相応の参加料を徴収するものとする。
- (4) その他、本会強化委員会が認めた事業

(補助対象経費)

第 4 条 本事業の補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 指導者謝金 （1回当たり1人5,000円を限度とする。）
- (2) 消耗品費 （本事業に必要な用具、文具）
- (3) 使用料 （本事業実施に伴う会場使用料）
- (4) 通信運搬費 （本事業実施に伴う郵送料）
- (5) 保険料 （参加者及び指導者の傷害保険料）
- (6) その他 （本事業の実施に必要な経費）

(補助金の補助率)

第 5 条 本事業における補助金は、事業費の不足を補うために交付するものであり、その補助率は、概ね総事業費の50パーセント以内とする。

(補助金の交付申請・実績報告)

第 6 条 本事業の交付申請及び実績報告は、本会補助金等交付規程による。

2 実績報告後、必要により領収書等の提出を求めることができる。

(補助金の返還)

第 7 条 この要綱による補助金を不正に取得した場合は、補助金を返還させることができるものとする。

(改 廃)

第 8 条 この要綱は、理事会の決議により改廃することができる。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

平成31年4月 1日 一部改正